

令和 7 年 3 月 1 日
ダスキン健康保険組合
理事長 松重 泰子



「令和 7 年度 健康保険料率・介護保険料率」について

令和 7 年度の健康保険料率（一般保険料率・調整保険料率）及び介護保険料率が決定いたしましたので公示いたします。

一般保険料率・介護保険料率ともに変更はございません。

記

	改定前		改定後
健康保険料率改定なし	11.03 %	⇒	11.03 %
介護保険料率改定なし	1.85 %	⇒	1.64 %
実施（予定）年月日	令和 6 年 3 月 1 日		令和 7 年 3 月 1 日

■健康保険料率と介護保険料率

単位：％

	改定前			改定後		
	事業主	被保険者	計	事業主	被保険者	計
健康保険料率	5.5150	5.5150	11.0300	5.5150	5.5150	11.0300
一般保険料率	5.4600	5.4600	10.9200	5.4535	5.4535	10.9070
基本保険料率	3.2055	3.2055	6.4110	3.3235	3.3235	6.6470
特定保険料率	2.2545	2.2545	4.5090	2.1300	2.1300	4.2600
調整保険料率	0.0550	0.0550	0.1100	0.0615	0.0615	0.1230
介護保険料率	0.9250	0.9250	1.8500	0.8200	0.8200	1.6400

※40 歳~64 歳の方は、一般保険料・調整保険料に併せて介護保険料が徴収されます。

※負担割合は、事業主・被保険者での折半となります。

※基本保険料率は、健保の加入者に対する医療給付・保健事業等に充てるための保険料率です。

※特定保険料率は、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等、高齢者医療制度に充てるための保険料率です。

以上